

第 号
年 月 日

（訂正請求者） 様

埼玉西部環境保全組合
管理者

訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 93 条第 1 項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、埼玉西部環境保全組合管理者に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、埼玉西部環境保全組合を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において埼玉西部環境保全組合を代表する者は、埼玉西部環境保全組合管理者です。

ただし、この処分があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった

ことを知った日)の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日(1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

＜本件連絡先＞

埼玉西部環境保全組合

担当者：

電 話：

F A X：

e-mail：